

中国深セン

深セン市羅湖区  
深南東路5002号  
地王商業センター12階1203-06室  
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区  
斜土路2899甲号  
光啓文化広場B号棟6階603室  
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区  
灯市口大街33号  
国中商業ビル3階303室  
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区忠孝東路  
四段142号3階-3  
郵便番号: 10688  
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

セシルストリート138号  
セシル・コート13階1302室  
郵便番号: 069538  
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市  
キャナルストリート202号3階303室  
郵便番号: 10013  
電話: +1 646 850 5888

## 非香港会社の設立及び維持のマニュアル(3)

### 設立手続き

#### 1. 非香港会社(支店)の手続きと政府への費用

会社条例第 776 条によると、非香港会社は香港に事務所を設立してから 1 ヶ月以内に登記しなければなりません。設立手続きは以下の通りです。

香港の会社登記所(Companies Registry)に以下の書類を提出する必要があります。

- 1.1 フォーム NN1(会社の商号、主たる事務所の住所、取締役、会社秘書役、授権された香港代表者などの情報が記載される)。
- 1.2 憲章、法規、定款大綱及び細則など、会社の組織を説明する文書の認証済みコピー。
- 1.3 設立証明書又は同等の文書の認証済みコピー。
- 1.4 直近の財務諸表の認証済みコピー。
- 1.5 フォーム IRBR2(商業登録所への通知書)

申請費用は 1,720 香港ドルです(返金不可の書類手数料 295 香港ドルを含む)。非香港会社が商業登記条例に従って登録していない場合、申請者は IRBR2 の提出時に所定の商業登記料 2,250 香港ドルを支払う必要があります。当該登録料は毎年、香港立法会によって審査されます。

非香港会社の設立手続きは、会社登記所に申請書を提出してから約 1 ヶ月以内に完了できます。

## 2. 必要な書類

非香港会社を設立するには、会社登記所に以下の書類を提出する必要があります。

- 2.1 会社の憲章、法令もしくは定款大綱(細則(もしあれば)を含む)の認証済みコピー、又は会社の組織を説明する他の文書の認証済みコピー、又は憲章、法令、定款大綱、もしくは同等の文書の中国語訳本もしくは英語訳本(上記の憲章、法令、定款大綱、もしくは同等の文書が中国語もしくは英語で記載されていない場合)
- 2.2 親会社たる外国会社の取締役及び秘書役(もしあれば)について、以下の情報を記載する中国語又は英語の書類を提出する必要があります。
  - (1) 取締役及び秘書役が自然人である場合
    - (i) 氏名及び名前(中国語の名前も同時に提出する必要がある(もしあれば))
    - (ii) 旧名(もしあれば)
    - (iii) エイリアス(もしあれば)
    - (iv) 常居所
    - (v) 香港身分証番号、又はパスポート番号及び発行国
  - (2) 取締役及び秘書役が法人である場合
    - (i) 法人の商号
    - (ii) 香港の商業登記番号(もしあれば)
    - (iii) 設立された事務所又は主な事務所の所在地
- 2.3 非香港会社の授権された香港代表者に関する情報を提供します。授権された香港代表者は、香港に常住している自然人、法律執業者條例で定義されている弁護士事務所、又は『Professional Accountants Ordinance』で定義されている認定された機関、弁護士もしくは公認会計士である必要があります。代表者は、香港で事務所を有する必要があり、非香港会社の代わりに会社の全ての法的文書又は通知書を受け入れる必要があります。
- 2.4 非香港会社の香港における主要な事務所の所在地。
- 2.5 設立場所における親会社たる外国会社の主たる事業所(もしあれば)及び事務所(又は事務所に相当するもの)の所在地。
- 2.6 親会社たる外国会社の会社設立証明書の認証済みコピー、及び設立証明書の認証済み中国語又は英語の訳本(証明書が中国語又は英語で記載されていない場合)。

- 2.7 会社登記所の所長によって免除されない限り、親会社たる外国会社の直近の財務諸表の認証済みコピーを提供する必要があります。財務諸表は親会社たる外国会社の設立場所の法的要件に該当する必要があります。設立場所で財務諸表に関する法的要件がない場合、会社が所在する他の法域の法律の声明、又はその法域の証券取引所又は同様の規制機関を説明する書類を提出する必要があります。

提供される財務諸表が中国語又は英語で記載されていない場合、会社はその財務諸表の認証済み中国語訳本又は英語訳本を提出する必要があります。

- 2.8 非香港会社が香港に事業所を設立する際、親会社たる外国会社が既に香港に登記が必要な抵当の財産及び不動産を有している場合は、設立日から 1 ヶ月以内に以下の書類を会社登記所に提出する必要があります。

(1) 抵当権者又は抵当権設定者に関する書類。

(2) 譲渡抵当の証書又は同等のもの正本又は副本。

上述の書類が中国語又は英語で記載されていない場合、認証済み中国語訳本又は英語訳本を提出する必要があります。

会社登記所に提出される全ての文書(正本を除く)は、A4 片面ホワイトペーパーを使用する必要があります。この要件は法律で規定されていませんが、会社登記所に指定されており、いつでも変更される可能性があります。従って、書類を準備する前に、クライアントが要件を確認するために当事務所に連絡することをお勧めします。

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: [info@kaizencpa.com](mailto:info@kaizencpa.com)

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat : +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: [www.kaizencpa.com](http://www.kaizencpa.com)

参考資料:

- 1、[非香港会社の設立及び維持のマニュアル(2) - 現地法人と比べる非香港会社の利点]

<https://www.kaizencpa.com/jp/Knowledge/info/id/75.html>

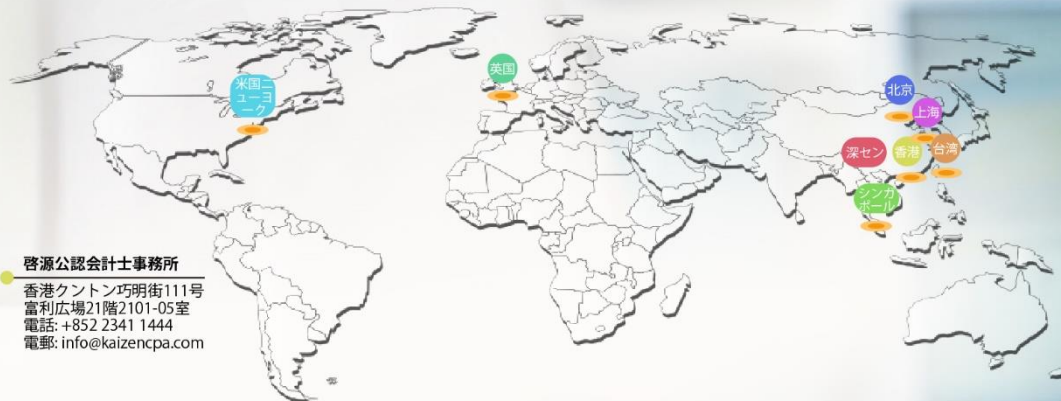
- 2、[香港会社設立の手続きと費用]

<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/386.html>

## サービス分野



## お問い合わせ



**啓源公認会計士事務所**  
 香港クントン巧明街111号  
 富利広場21階2101-05室  
 電話: +852 2341 1444  
 電郵: info@kaizencpa.com

**中国深セン**  
 深セン市羅湖区  
 深南東路5002号  
 地王商業センター12階1203-06室  
 電話: +86 755 8268 4480

**中国上海**  
 上海市徐匯区  
 斜土路2899甲号  
 光啓文化広場B号楼6階603室  
 電話: +86 21 6439 4114

**中国北京**  
 北京市東城区  
 灯市口大街33号  
 國中商業ビル3階303室  
 電話: +86 10 6210 1890

**台湾台北**  
 台北市大安区  
 忠孝东路四段142号  
 3楼之3郵便番号: 10688  
 電話: +886 2 2711 1324

**シンガポール**  
 セシルストリート138号セシル・  
 コート13階132室,  
 郵便番号: 069538  
 電話: +65 6438 0116

**米国ニューヨーク**  
 米国ニューヨーク州ニューヨーク市  
 キャナルストリート202号3階303室  
 郵便番号: 10013  
 電話: +1 646 850 5888

**英国ロンドン**  
 英国サリー州ニューマルダンゴ街  
 39-41号2階202室  
 郵便番号: KT3 4BY  
 電話: +44 20 8144 6466